

## 堺市地域公共交通会議規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>附 則 （施行期日） この規約は、平成24年6月5日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和2年10月2日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年11月10日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年11月13日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>附 則 （施行期日） この規約は、平成24年6月5日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和2年10月2日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年11月10日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年11月13日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和7年 月 日から施行する。</p>

別表（第4条関係）

堺市建築都市局長

堺市建設局土木部長

大阪運輸支局から選出された者

大阪府警察から選出された者

一般社団法人大阪バス協会から選出された者

一般社団法人大阪タクシー協会から選出された者

南海バス株式会社から選出された者

近鉄バス株式会社から選出された者

連合大阪堺地区協議会から選出された者

公募に応じた市民

学識経験を有する者

別表（第4条関係）

堺市建築都市局交通部長

堺市建設局土木部長

大阪運輸支局から選出された者

大阪府警察から選出された者

一般社団法人大阪バス協会から選出された者

一般社団法人大阪タクシー協会から選出された者

南海バス株式会社から選出された者

近鉄バス株式会社から選出された者

連合大阪堺地区協議会から選出された者

公募に応じた市民

学識経験を有する者